ゴミの分け方
出し方

～家庭から出るごみの分け方・
出し方は次のとおりです～

資源ごみ	代　表　例	出すときの「きまり」
ペットボトル	●商品のラベルにペットマークの表示がある飲料水または醤油用のボトル ジュース・ミネラルウォーターお茶類・酒類・みりん・醤油など 	①中をよく洗って下さい。 ②ラベルをはがして下さい。 ③キャップは金属の日に出して下さい。 ④足などでつぶして出して下さい。
プラスチック製容器包装	●食料品や日用品などの商品にプラマークの表示があるプラスチック製の容器や包装 カップ・パック・トレイ・発砲スチロール・プラスチック製ボトル・ラップ・フィルム・ビニール・お菓子などの袋・プラスチック製キャップ 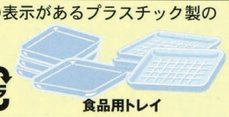	①トレイやパック・発泡スチロールなどはよく洗ってから出すこと。 ②もえないゴミ袋に入れて出してください。 （別紙の資料を参照して下さい。）
新聞紙・ダンボールその他の紙製容器	●新聞・段ボール・菓子箱・ティッシュなど 	①綴るひもは、リサイクルひもでお願いします。 ②ガムテープ・金属類は取り除くこと。 ③新聞の中に、チラシ・雑誌を混ぜないで下さい。
雑誌・チラシ紙パック	●雑誌・チラシ・コピー用紙・封筒・パック 雑誌・チラシ・コピー用紙・封筒（窓空き封筒は、窓の部分を取り外す） 紙パック（中身がコーティングされている物を除く） 	①1つの種類ごとに縛って下さい。 ②カーボン紙・ノーカーボン紙・感熱紙・油紙・写真・合成紙（切れない紙）は出せません。 ③飲料用紙パックは、中をよく洗い乾燥させ、容器を開いてからひもで縛ってください。
4色ビン	●4色びん（飲料用・食料用のびん）（無色透明系・茶系・青・緑系・黒系） 	①中をよく洗うこと。 ②瓶の中に異物を入れないこと。 ③化粧瓶・油瓶・ほ乳瓶は出せません。 （燃えないゴミの日に出す） ④農薬瓶は農機具関係収集（有料）の時に出して下さい。 ⑤ふたは、金属の日に出して下さい。

一般廃棄物	代　表　例	出すときの「きまり」
燃えるゴミ	●生ゴミ・紙・布・革・ゴム・軟質プラスチック 生ゴミ・紙くず・紙おむつ・枕(1つ程度)・布団(1つ程度)・割り箸・かばん・スニーカー・長靴・貝殻・アルミ箔・ビデオテープ・カセットテープ・歯磨き粉・わさび・洗顔料・マヨネーズ・糊などの汚れたチューブ 	①生ゴミは、水分をよく切ること。 （堆肥化に協力してください。） ②食用油は固形化にするか、布等でしみ込ませる。 ③新聞紙・ダンボール・広告・雑誌などは、資源ごみの日に出す。 ④布団類はひもで小さくする。 ⑤衣類関係は、指定袋1つまで。 ⑥歯磨き粉やマヨネーズなどのチューブは中を洗えばプラスチックの日に出せます。
缶　類（資源ゴミ）	●アルミ缶・スチール缶・粉ミルク缶・お菓子缶 缶詰缶・スプレー缶・アルミ缶・スチール缶・粉ミルク缶・お菓子の缶・スプレー缶など 	①よく洗うこと。 ②スプレー缶は必ず穴を開ける。 ③1斗缶、錆びた缶、著しく汚れている缶は、金属の日に出す。
燃えないゴミ（金属・ガラス・硬質プラスチック類）	●金属製のごみ・硬質プラスチック類 オーブントースター・傘（骨組）・アンプ・1斗缶・錆びた缶・著しく汚れている缶・金物・レンジ及びガスレンジカバー・電気炊飯器・鍋・針金(8番線まで)・ライター・包丁・トタン板・びんのふた・電池・洗面器・バケツ・おもちゃ・CD・MD・DVDなどのケース・接着剤・化粧品などの汚れた容器 ●ガラス製・せともの製 コップ・電球・鏡・花瓶・蛍光管・皿・耐熱ガラス・茶碗・陶磁器・土鍋・化粧品の瓶・ほ乳瓶・板ガラス・芳香剤の瓶・まぎらわしい色の瓶・割れた瓶・著しく汚い瓶 	①針、カミソリ、包丁、画びょう・釘などの危険物は、透明な袋に入れてから指定袋に入れてだす。 ②トタン板は指定袋1つまで ③農薬瓶は出さないこと。 ④青い指定袋に入れて出すこと。 ⑤接着剤・化粧品などのプラスチック製の容器は中を洗えばプラスチックの日に出せます。
粗大ゴミ	●比較的大きい物（金属及び木製）(70cm以上2m以内の物・重さ50kg以下) 机・椅子・テーブル・タンス・応接セット（スプリングなし）・自転車・乳母車三輪車・こたつ・ミシン・鏡台・ストーブ・電子レンジ・バイク(50cc) 扇風機・スキー道具・ステレオ・ガス台など 	①スプリング使用の家具類は、スプリングを取り除く（ソファー・ベッド等） ②ストーブ・バイク等の燃料は、取り除くこと。 ③ガス台・ストーブなど電池がついているものは取り除き、電池のみを指定袋に入れて出す。

町で収集できないごみ

区　分	代　表　例	出すときの「きまり」
事業系ごみ 一時多量ごみ	食料品店・飲食店・商店・事業所等 引っ越しや買い替え等により、一度に多量に出るゴミ	自分で処理組合に持ち込むか、許可を得た収集業者に依頼して下さい。（有料） 尚、直接持ち込む場合は、役場町民課まで連絡して下さい。 ●三島町役場町民課（TEL0241-48-5555） ●会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター(TEL0242-27-9004)
適正処理困難物等	各種ボンベ・温水器・給湯器・工具類・家庭用耕運機・がれき・かわら類・耐火金庫・草刈り器・消火器・ショーケース・水銀、ニカド、リチューム電池・タイヤ・タイヤホイル・タイヤチェーン・漬物石・鉄アレー・ドラム缶・農機具類・農業用ビニール・農薬類・廃油・バッテリー・ピアノ・ホームポンプ・モーター・物干し台の台座・小動物の死がい・ペットのふん 	組合の施設では処理できません。 購入店に引き取ってもらって下さい。 農機具関係収集（有料）の時に出して下さい。
家電リサイクル対象品目	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機 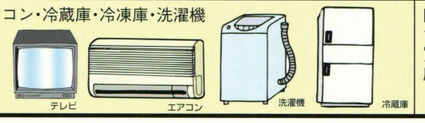	同機種の買い替えの際は、「新しいものを購入する店へ」。 買い替えをしない場合は、「その物を購入した店」に引き取ってもらってください。

※「廃農機具」については別日程により収集を予定しております。（有料）
日程は後日お知らせいたします。

●所定の収集場所に収集日の当日、朝８時まで（空きビン、ペットボトル、トレイに関しては各地区で決めた場所まで）出して下さい。（前日には絶対出さないで下さい。）
●必ず所定の収集場所に、指定の袋に入れて出して下さい。所定の収集場所以外に出してあるゴミや、指定の袋に入っていないゴミは収集しませんので注意して下さい。
●祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は、ゴミの収集は休みとなります。